

「法人」が寄付金を支出した場合の法人税の取り扱い

「法人」が寄付金を支出した場合（法人税）

(1) 法人税の『寄付金』の対象になる団体と損金算入限度額

①国または地方公共団体に対する寄附金…… 全額損金算入

国や都道府県、市区町村に対する金銭などの寄付。

また、日本赤十字社の義援金口座に直接寄付した場合や、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄付した義援金のうち、最終的に義援金配分委員会などに拠出されることが明らかなもの。

②指定寄附金…… 全額損金算入

「広く一般に募集されていること」かつ「公益性及び緊急性が高いもの」として財務大臣が指定した寄附金。

(例) 赤い羽根募金、日本赤十字社への寄付で財務大臣の承認を受けたもの。

③特定公益増進法人等に対する寄附金

教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など、公益の増進に著しく寄与するものと認められた一定の公益法人等に対する寄附金。

日本赤十字社の事業費や通常経費に対する寄付。認定NPO法人に対する特定非営利活動に関する寄付。

$\text{損金算入限度額} = (\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 100) \times 1 / 2$

④一般の寄附金

上記①～③以外の寄附金。(例) 町内会や政治団体、神社・寺や宗教法人への寄付など。

$\text{損金算入限度額} = (\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4$

(2) 寄付金とそれ以外の経費の違い

例えば、協賛金でも、自社の名前が広告などに記載され、広告効果がある場合は、「広告宣伝費」になります。

しかし、神社の祭礼等に対するもの場合は「寄附金」になる可能性が高いです。

また、香典やお祝いなどで金銭を取引先に贈った場合は、「接待交際費」になります。

さらに、寄附金となるのは、金銭や資産の贈与だけではありません。資産を時価よりも低い価格で譲った場合

の時価と、譲った価格の差額が「寄附金」となったり、会社が無利息で金銭を貸付した場合の受け取って

いない利息部分が「寄附金」となったりする場合があるため、こちらも注意が必要です。

(3) 企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄付を行った場合に、その寄附金の2割を法人住民税から、1割を法人事業税から控除します。企業版ふるさと納税の寄附金には10万円の下限があります。また、個人のふるさと納税のように返礼品はありませんが、税額控除だけでなく社会貢献に取り組む企業としてPRできるメリットもあります

| 【今月の経営格言】 | 人件費はコストではなく、会社の |
|--|-------------------|
| 目的そのもの | by 塚越寛（伊那食品工業㈱会長） |
| 利益を上げるためには、「売上を増やす」か、「経費を少なくする」しかありません。消費が伸びない状況では、経費削減が最も効率の良い利益拡大策に見えます。しかし私は、人件費は「コスト」ではなく「目的」と考えます。もし、兄弟や親しい友人と事業を起したら、人件費は少なければ少ない方が良いと思うのでしょうか？みんなで一生懸命に働いて、より多くの報酬を得て幸せになることは、事業を起した目的の一つなのですから。利益を上げようとするならば、まず商品やサービスの付加価値を上げることを考えるべきです。 | 「リストラなしの「年輪経営」」より |